



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第6号

令和8年1月23日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 38 指定管理者の指定(原子力安全対策課)
- 39 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 40 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 41 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 42 換地計画の適当の決定(農地整備課)
- 43 換地計画の適当の決定(農地整備課)
- 44 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)
- 45 都市計画事業の変更施行(都市整備課)
- 46 都市計画事業の変更の認可(都市整備課)

公　　告

通知の相手方が知れない保安林の指定に係る掲示の要旨(治山課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日(選挙管理委員会)
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)

告　　示

◎新潟県告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月23日

新潟県知事　花　角　英　世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県柏崎原子力広報センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
柏崎市荒浜1丁目3番32号
公益財団法人柏崎原子力広報センター
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和7年12月22日

◎新潟県告示第39号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営黒滝地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年1月26日から令和8年2月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる場合がある。

◎新潟県告示第40号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営中鯖石南部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年1月26日から令和8年2月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県柏崎地域振興局農業振興部ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申し立て期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年1月23日

新潟県知事 花角英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
反田	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業	三条市	令和8年1月5日

◎新潟県告示第42号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、糸魚川市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和8年1月26日から令和8年2月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在 ・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
糸魚川市	大野地区（全換地区）	農地耕作条件改善事業	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができられる場合がある。

◎新潟県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、糸魚川市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和8年1月26日から令和8年2月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在 ・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
糸魚川市	来海沢地区（全換地区）	区画整理（農地災害関連区画整備）事業	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができる場合がある。

◎新潟県告示第44号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

中野川水系

中野川

荒町川水系

荒町川

柳沢川水系

柳沢川

堀切川水系

堀切川

小比叡川水系

小比叡川

泉財川水系

泉財川

称光寺川水系

称光寺川

大浦川水系

大浦川

椿尾川水系

椿尾川

高崎川水系

高崎川

西三川川水系

西三川川

角間川

笛川川

三貫目川水系

三貫目川

小川内川水系

小川内川

真野川水系

真野川
高立川水系
高立川
国府川水系
三宮川
大道川
藤津川
小倉川
大久保川
宮之河内川
大野川
長谷川
武井野川
何代川
道田川
大清水川
長川
唐崎川
河内川
根津口川
清水田川
丸山川
石田川水系
片貝川
西川
荒町川水系
荒町川
三瀬川
沓掛川水系
沓掛川
玄道川水系
玄道川
播磨川水系
播磨川
質場川水系
質場川
羽二生川水系
羽二生川
目觀音川水系
目觀音川
海士町川水系
海士町川
大仏川水系
大仏川
間切川水系
間切川
濁川水系
濁川
水金川水系
水金川
小川川水系

小川川
達者川水系
　達者川
小川（北狄）水系
　小川（北狄）
北狄川水系
　北狄川
中の坂川水系
　中の坂川
戸地川水系
　戸地川
松島川水系
　松島川
石花川水系
　石花川
小川水系
　小川
桜川水系
　桜川
　北川内川
北立島川水系
　北立島川
安田川水系
　安田川
　不動尊川
入川水系
　入川
堀切川水系
　堀切川
孫助川水系
　孫助川
　大梅川
小野見川水系
　小野見川
馬込川水系
　馬込川
石名川水系
　石名川
大倉川水系
　大倉川
堂の川水系
　堂の川
矢柄川水系
　矢柄川
関川水系
　関川
五十浦川水系
　五十浦川
岩谷口小川水系
　岩谷口小川
大川水系

大川

- 2 指定年月日
令和8年1月23日
-

◎新潟県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和8年1月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 村上都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・22号東大通り線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事業施行期間
平成27年8月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし
-

◎新潟県告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年1月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 施行者の名称
三条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 三条都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・18号田島曲渕線
- 3 事業施行期間
令和4年2月4日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

公 告**通知の相手方が知れない保安林の指定に係る掲示の要旨（公告）**

令和7年12月24日付け農林水産省告示第1957号で告示された保安林の指定について、森林法第33条第3項の規定により、当該保安林の所有者にそれぞれ通知するが、次に掲げる保安林については、通知の相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する南魚沼市役所に掲示するとともに、その要旨を公告する。

令和8年1月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所
新潟県南魚沼市一村尾452地先・453地先・454地先・2595地先（以上4筆地先について次の図に示す部分に限
-

る。)、453地先 (次の図に示す部分に限る。)、453地先・2595地先 (以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。)、455地先・457地先 (以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。)、457地先 (次の図に示す部分に限る。)、459地先・2597地先 (以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。)、460の1地先 (次の図に示す部分に限る。)、461地先・2598地先・2600の子地先 (以上3筆地先について次の図に示す部分に限る。)、462地先・2601地先 (以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。)、2596地先 (次の図に示す部分に限る。)、2597地先 (次の図に示す部分に限る。)、2602地先 (次の図に示す部分に限る。)

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から令和7年12月24日付け6林整治第1638号-1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和7年12月24日付け農林水産省告示第1957号による。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、オージオメータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年1月23日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

オージオメータ 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和8年3月31日(火)

- (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院 生理検査室

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月29日(木)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であつて、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

被登録資格決定基準日 令和8年1月26日

(ただし、年齢については、令和8年2月8日とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和8年1月27日